

産業財産権国際課題対策推進事業

2027年度派遣研究者募集要項

(応募書類提出期限：2026年9月11日)

2026年6月15日

一般財団法人知的財産研究教育財団
知的財産研究所

1. 事業の趣旨・目的

本事業は、知財に関する国際的な課題を把握し、国内制度や施策への反映や海外における制度調和を促進すること、これらを進める上で必要となる基礎資料を提供すること、最新の国際的な議論の把握及び中長期にわたり議論の継続を可能とする研究者のネットワークを構築することを目的とします。

一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所（以下「知財研」）では、特許庁の委託を受けて、本事業により「国外研究機関における調査・共同研究」を実施するための派遣研究者を募集します。

2. 応募資格

派遣時に以下の全ての条件を満たす者

(応募時に条件を満たさない場合は応募書類の該当箇所にその旨注記してください。)

- ① 日本国籍を有する者
- ② 研究活動における不正行為（捏造、改ざん、盗用）の前歴の無い者
- ③ 2026年4月1日現在で、博士課程（後期）在籍又は修了者、又はこれと同等以上の実績を有する研究者（博士課程（後期）単位取得退学・学位未取得を含む）で、設定されたテーマについて調査・共同研究するために十分な産業財産権に関する知識を有する者¹。2026年4月1日現在で博士課程在籍者又は修了者のいずれにも該当しない者は、2026年4月1日現在で産業財産権に関する学生等の教育・指導実績を有すること。
- ④ 派遣期間中、常勤的職務に就く予定がなく、外国の研究機関において本事業で採択された調査・共同研究（及び付随手続）に専念できる者²。
- ⑤ 調査・共同研究活動に十分な産業財産権に関する知識を有し、派遣期間終了後も産業財産権分野で研究者ネットワークを構築し得る者。また、研究遂行にあたり、派遣先機関において共同

¹ 派遣時まで在籍証明書又は最終学歴・学位の証明書を提出できないと不採用となる場合があります。研究能力及び実績が条件を満足しているかは応募書類等に基づき審査手続において判断します。

² 専念とは、本事業における研究に係る業務を週5日、休日を除く平日の1日7.5時間以上実施することを指します。大学教職員のサバティカル制度利用者を含みます。企業所属の方は企業と派遣研究者との兼職は認められません。企業の休職（上司の許可証明が必要）又は退職を前提とします。

研究者や指導者等と協議や相談が行える見通しを有する者

- ⑥ 心身共に健全で、派遣先での調査・共同研究活動（別紙 2 参照）に支障のない者
- ⑦ 派遣先における調査・共同研究活動に支障のない語学力を有する者

3. 募集期間

2026年6月15日～2026年9月11日（必着）

4. 派遣人数

2名程度

5. 派遣期間³

9か月（短期も可）

※ 派遣時期は2027年4月1日から2028年2月29日までです。

6. 調査・共同研究テーマ

特許庁が所管する産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）に関する最新の国際的な課題又は制度調和が中長期的に必要となる課題について、調査・共同研究テーマを選定してください。テーマ設定の参考として、特許庁より提示されたテーマの例は別紙1のとおりです。

7. 派遣先

調査・共同研究テーマを適切に実施できる海外の研究機関等を選定してください。希望した研究機関等への受入れがかなわない等の事情がある場合には、知財研が適切と判断し特許庁が承認した他の研究機関等に派遣先を変更する場合があります。

8. 応募書類⁴

応募書類は以下のとおりです。様式は知財研のウェブサイトダウンロードできます。

- ① 2027年度派遣研究者申請書及び代表論文の写し

所定の申請書（写真貼付）及び代表論文の写しを電子メールに添付し、応募先に提出してください。申請書は必ず所定の様式を使用し、注記事項を参照の上記入してください。記入に際して不明な点は必ず事前に問い合わせてください。

- ② 2027年度派遣研究者推薦書

推薦書は、現在又は過去の研究指導者又は上司等を推薦者とし、必ず推薦者により記入の上、推薦者から応募先に電子メールに添付して応募締切日までに送付するよう、推薦者に依頼してください。

³ 派遣期間とは、原則、日本出国日から日本帰国日を指します。現地での研究期間の前後にも現地又はその他の日本以外の国・地域に滞在予定のある方等については、別途取り決めさせていただきます。

⁴ 提出された応募書類一式は返却しませんのでご了承ください。

9. 応募先（問合せ、連絡先）

一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 「派遣研究者募集」係
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 精興竹橋共同ビル5階
E-mail : fellow27d@fdn-ip.or.jp TEL : 03-5281-5674 FAX : 03-5281-5676
< URL: <https://www.iip.or.jp/> >

*応募の際は、電子メールのタイトルを「派遣研究者応募」としてください。

10. 選定方法

- ① 応募書類の内容を確認後、選定委員会に先立ち、担当者から応募者にオンライン又は電話によるプレ面接を行います。（面接の内容は選定委員会に提出されます。）
- ② 選定委員会にて書類審査及び面接審査を行った上で、派遣者を決定します。面接審査はオンライン（Zoomを使用）で実施します。面接審査を受けていただく方には日時が決まり次第連絡します。

【選定の主な観点】：応募資格①～⑦を満たし、特に以下が認められること。

- ・ 経歴及び研究業績、教育・指導実績が研究計画を遂行するに十分な知識及び研究能力を示していること。
- ・ 研究者のネットワークを構築できる人材であること。
- ・ 研究計画が具体性を有し、産業財産権に関する最新の国際的な課題又は制度調和が中長期的に必要な課題についての調査・共同研究であること。
- ・ 希望派遣先である海外の研究機関が、研究者を受け入れる条件が明確であり、研究にふさわしい環境を備え、調査・共同研究内容に適切であること。

11. 選定結果通知

2026年10月下旬～11月上旬（予定）

12. 個人情報の取扱い

応募書類に含まれる個人情報は、知財研の「個人情報保護管理規程」に基づき厳重に管理し、本事業の運営管理及び実施のためにのみ使用し、それ以外の目的には使用しません。なお、応募書類に含まれる情報は委託元である特許庁に提出する場合があります。

特許庁より提示されたテーマの例

(特許制度)

- ・ 第 5 次産業革命に対応した知的財産制度についての研究（又は、各国比較研究）
- ・ 権利の安定性に関する研究
- ・ 知的財産と経済成長に関する研究
- ・ 各国で付与される特許権の価値に関する国際比較研究
- ・ 地域イノベーション・中小企業支援に資する特許審査制度に関する研究
- ・ 先使用権に関する主要国（日、米、中、韓、欧州各国等）比較研究
- ・ 国境をまたぐ特許実施形態の保護の在り方（ブロックチェーンなど、サーバーが海外にある場合のクレームの書き方、保護の在り方を想定）
- ・ A I の利用による機械翻訳精度向上がもたらす制度調和への影響
- ・ クラウド・コンピューティング関連発明の保護に関する研究
- ・ 分割・継続出願などの継続的出願に関する研究

(審判制度)

- ・ A S E A N 諸国における異議・審判制度の整備状況について
- ・ 五庁における権利付与後の特許の無効化手続きの比較研究
- ・ 日米独英中韓における特許侵害訴訟時の権利の有効性・無効性の取扱いについて

(普及支援)

- ・ 諸外国における事業化を促進するための産業財産制度に関する政策とその経済分析
- ・ 中小企業・ベンチャー・大学における産業財産権制度活用による経済効果の定量分析
- ・ 企業の組織体制及び知財戦略の変遷と産業財産権制度
- ・ 収益性の高い企業のビジネスモデルに対する産業財産権制度の寄与に関する経済分析

(意匠制度)

- ・ 意匠の表現要件および権利範囲解釈に関する国際比較研究
- ・ 意匠の類否判断（特に画像・GUI等のデジタル意匠）に関する各国比較研究
- ・ 意匠分類の運用が先行意匠探索の網羅性に与える影響に関する比較研究
- ・ 意匠権の価値評価手法の整理および適用可能性に関する研究
- ・ 意匠制度利用と企業パフォーマンスの関係に関する定量分析
- ・ 企業（特にスタートアップ・中小企業）における意匠制度の活用実態と課題
- ・ 意匠出願行動の決定要因に関する研究
- ・ 各国における意匠制度普及施策の比較と効果分析
- ・ GUI等のデジタル意匠の保護範囲に関する国際比較研究
- ・ 各国における意匠権の活用モデルに関する比較研究

(商標制度)

- ・ 商標権侵害に対する救済措置（損害賠償、利益返還等）における損害額等の算定に関する国際比較研究
- ・ 商標のコンセント制度（アサインバックを禁止する制度を含む）に関する国際比較研究
- ・ 商標のディスクレーム制度に関する国際比較研究
- ・ 声、肖像その他の個人を識別する要素についての法的な保護と商標制度の関係に関する国際比較研究
- ・ 声、肖像その他の個人を識別する要素の商標登録と商標権の効力（権利行使の実例を含む）に関する国際比較研究
- ・ 登録後に識別力を喪失した商標の取消制度に関する国際比較研究
- ・ 不使用商標対策（制度・運用面）に関する国際比較研究（段階的な料金制度、使用確認に関する制度・運用等を含む）
- ・ 商標の拒絶理由該当性の調査及び判断（識別力の有無、先行商標調査及び類否判断等）における A I 活用に関する国際比較研究
- ・ 商品・役務の類否判断手法・類似範囲に関する国際比較研究
- ・ パロディ商標の規制（拒絶・使用規制）に関する国際比較研究
- ・ 商標出願戦略（選定商標、出願先、出願時期、指定商品）に関する国際比較研究
- ・ 商標の出願予測モデルに関する国際比較研究

(知財とビジネス)

- ・ 仮想空間内における知的財産の保護に関する研究
- ・ 知的財産の価値の評価手法（又は、経済分析手法）に関する研究
- ・ 知的財産関連統計データの知的財産政策への活用状況
- ・ 欧米等の諸外国における特許と競争法との関係
- ・ 標準必須特許（必須性判定等）に関する調査
- ・ 海外における知財ビジネスの実態に関する研究
- ・ M & A における知財の取扱いに関する研究
- ・ A I の知財業務への活用実態調査
- ・ 中国等の諸外国における訴訟外紛争手続に関する研究

【参考】過去の派遣研究者及び研究テーマ

知財研 HP< <https://www.iip.or.jp/fellow/index.html> >に掲載されています。

研究活動等の概要

1. 研究者の身分

知財研の派遣研究者（派遣先の研究機関等で身分が与えられる場合でも、知財研の身分が優先するものとします。）

2. 派遣先での研究活動日及び活動時間等

派遣先研究機関等の規則等に従うことを原則としますが、必要に応じて知財研の指示に従っていただくことがあります。

3. 待遇等

- ① 派遣渡航費及び帰国渡航費、渡航諸費用（必要に応じてビザ取得費用、派遣期間中の海外傷害保険等）、派遣期間中の現地での活動のための生活や諸費用を支援する目的で、滞在手当を知財研の定める規定に基づき支給します。
- ② 派遣期間中、当該研究活動に関しては、知財研以外からの資金援助を受けることはできません。
- ③ 本事業では、共同研究者の研究のための資金は拠出しません。
- ④ 知財研は、派遣研究者本人の航空運賃及びその他費用のみを負担し、帯同する家族の分は負担しません。

4. 研究環境

- ① 派遣研究者として選定された後に、派遣先の研究機関等の研究環境、特に、派遣研究者用スペース、コンピュータ利用環境（イントラネット接続、インターネット接続等）、研究に必要な文献を所蔵する図書館、データベース等、及びそれらの利用条件を確認していただきます。研究に必要なソフトウェア等は、この事業の予算上及び契約上可能な範囲で知財研が準備できる場合があります。
- ② 知財研と派遣研究者との連絡には電子メールと Teams 又は Zoom、各種申請書及び報告書の作成には Word、Excel 等を使用しますので、派遣先で日本語対応の P C が利用できる環境を整えていただきます。
- ③ 派遣先の研究機関等では入手できない研究資料（書籍、雑誌、国内外商用データベース等）は、この事業の予算上及び契約上可能な範囲で知財研が確保します。

5. 活動内容

- ① 派遣研究者には、選定後に確定する研究テーマ及び研究計画に従って、派遣先研究機関における調査・共同研究に専念する義務があります。ただし、本事業の趣旨に沿うと知財研が認める活動、例えば、制度調和の推進を目的として日本の産業財産権制度を紹介する活動等は可能です。
- ② 派遣先研究機関の担当者に 2 か月に 1 回以上の面談を通じて研究の進捗報告を行い、確認を受

けること。(知財研より、2か月に1回以上、当該担当者に研究の進捗確認等を行います。)

- ③ 研究上の必要に応じて、研究機関や研究者・専門家等を訪問し、学会・研究会・講演会等に参加すること。(参加費用及び旅費等は知財研の規定により支給します。)
- ④ 研究上の必要に応じて、知財研の雇用する又は紹介する研究員の指導を受けること。
- ⑤ 月次報告書等を定期的に提出し、知財研が月1回以上行う連絡に対して進捗を報告すること。
- ⑥ 派遣期間終了前後に、知財研が定める研究成果報告会において、派遣研究者自身による研究成果について報告を行うこと。成果報告会は原則オンラインで行うこととする。
- ⑦ 病気や健康管理上の理由等の特段の事情で、1日7.5時間の研究従事に支障が生じる場合には、研究活動休止の申請を提出し知財研の承認を得ていただきます。
- ⑧ 予定した研究従事時間の1割以上の減少が生じる場合には、研究計画見直し等の協議や、解約等の協議に繋がる場合があります。健康管理等には十分にご配慮ください。
- ⑨ 止むを得ない理由で派遣期間中に派遣滞在先を離れる必要がある場合には、安全配慮上の観点等のため、知財研にご連絡ください。
- ⑩ 派遣研究者各々の派遣期間終了前の知財研が指定する期限までに、調査研究報告書(査読用原稿を含む。)を提出すること。また、派遣期間終了後においても、知財研が特許庁に納品する調査研究報告書の校正等に協力していただきます。
- ⑪ 提出された調査研究報告書の著作権は、一般財団法人知的財産研究教育財団に無償で譲渡していただきます。(調査研究報告書の著作権は、納品後、特許庁に引き渡されます。)執筆者は、知財研又は特許庁が調査研究報告書に必要な加工を行い、利用(出版及びホームページでの公開を含む。)することに対して、著作者人格権を行使しないものとします。ただし、執筆者は、この事業の報告書からの引用である旨を付記することを条件に、執筆部分に限り、報告書の内容を、複製、翻訳、翻案等の形で利用することができます。
- ⑫ その他、詳細は派遣契約及び派遣研究者の研究活動マニュアルにて取り決めます。